



2019年

12/6 (金)

10:00 ~ 16:30

～法人税、消費税、相続税を横断的に～

税理士事務所に知って欲しい

一般社団法人・財団法人 の運営と税務



ポイント

- ★ 法人税のポイント…申告対象である収益事業の判定と経費按分のノウハウが必須
- ★ 消費税のポイント…対価性のない収入である特定収入の調整ミスに注意
- ★ 相続税のポイント…節税目的での利用で失敗しないような細心の注意を払う

一般社団法人や一般財団法人は、株式会社などと比較すると税務上の取扱いに大きな違いがあります。パソコン教室、英会話教室など、法人税法上の収益事業に該当しない事業のみを行う場合には、法人税の申告が不要などのメリットもあります。しかし、消費税は特定収入の計算が求められるので、デメリットも忘れてはなりません。一般社団法人や一般財団法人などの「持分のない法人」を利用した相続対策には一定の制限が設けられましたが、持分のない法人の特徴は理解しておかなければなりません。

このセミナーでは、税務の専門家として、抑えておかなければならないポイントを整理・解説します。

講師紹介

税理士
やました ゆうじ
山下 雄次 氏

税理士法人右山事務所を経て、平成18年 山下雄次税理士事務所開業。東京税理士会において会員電話相談室を担当。

〔主な著書〕「会社税務の重要ポイントQ&A」、「申告に役立つ『税額控除制度』詳解」（共著）（税務研究会）等がある。週刊「税務通信」に「タックスフントウ」連載中。

会場

アパホテル <TKP札幌駅前>

札幌市中央区北2条西2丁目19 TKP札幌ビル
※教室は1階エレベーター横の掲示板にてご確認ください。

受講料

1名様につき (テキスト・昼食・消費税含む)

34,100円 [会員 29,700円]

※会員…企業懇話会会員・研究会会員

お申込み方法

申込書に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください。(弊社ホームページでもお申込み頂けます)

受講票(会場地図)、請求書・振込用紙をお送りします。受講票はお申込みいただいた際に記載の(または登録のある)メールアドレスへお送り致します。

※受講料は、開催日前日までのご送金をお願いします。

キャンセルについて

キャンセルの場合は、開催日前営業日15時までにご連絡ください。(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)

- 当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。
- 代理の方のご出席もお受けいたします。

お問い合わせ
お申込み先

株式会社 税務研究会 北海道支局
TEL 011-221-8348

060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6F
<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

主な研修内容

※当日は、筆記用具・電卓等
をご持参ください。

I 一般社団法人等の設立・運営

- ①社団法人と財団法人の違い…人が集まれば法人格ができる社団法人と財産の拠出が必須な財団法人は、セットで説明されることが多いのですが、全く性格が異なります。一般財団法人は正味財産が300万円未満になると解散しますが、一般社団法人は債務超過でも存続します。
- ②公益認定法人と一般法人の違い…一般法人は登記すれば設立できますが、公益認定を受けるためには多くの要件をクリアする必要があります。
- ③運営上の注意点…税制上の優遇を受ける非営利型法人や公益認定法人は、特定の役員に高額な給与を支払うなどの特別の利益を供与すると普通法人と同様の課税となる可能性があります。

II 一般社団法人等の法人税

- ①法人税法上の分類…一般社団法人、一般財団法人でも法人税法上の公益法人になる場合があります。
- ②収益事業課税…法人税法上の公益法人は、収益事業となる特掲34事業のみが課税対象になって、それ以外の非収益事業は申告不要となります。
- ③公益法人の計算書類…公益法人会計基準の適用は、公益認定法人のみが強制されていて、一般社団法人、一般財団法人はある程度自由な様式を使うことができます。
- ④収益事業の区分経理…収益事業のみを申告することから、収益事業と非収益事業の区分経理が求められます。公益法人会計基準における正味財産増減計算書内訳表は、税務上の区分経理には対応しないことが殆どです。管理費の配賦計算を行うと収益事業の所得金額を圧縮することができます。

III 一般社団法人等の消費税

- ①特定収入に係る仕入税額控除…特定収入と定義されている寄附金、補助金などの消費税の課税対象外と収入が多いと仕入税額控除に一定の制限が生じます。
- ②特定収入の用途の特定…寄附金、補助金などの特定収入の用途が特定されているか否かで計算方法が異なります。
- ③調整割合が著しく変動した場合…調整割合が20%以上変動すると調整割合の調整計算が必要になります。
- ④演習問題で計算方法の確認…実際に演習を行うことで、特定収入に係る仕入税額控除の計算方法を体感します。

IV 一般社団法人等を利用した相続対策

- ①「持分がない」ことの活用…株式会社における株式のようなものがないので、法人が保有する財産は相続の対象となることはありません。しかし、一定の場合には、法人が遺贈によって資産を取得したとみなして、相続税が課税されることがあります。
- ②租税回避行為への対応…一般社団法人又は一般財団法人は同族会社ではないので、同族会社の行為計算の否認の適用はありません。しかし、法人を個人とみなして贈与税を課税することがあります。
- ③相続対策を前提とした不動産管理法人の運営…資本金概念がないので資本等取引がありません。普通法人型の一般社団法人では、寄附金も課税取引になるので、設立時には、借入か基金などで資金調達をすることになります。
- ④措法40条の適用によって非課税で財産を移転…譲渡所得の起因となる資産を個人が法人に贈与すると、時価で譲渡したものとみなされますが、一定の要件を満たすと非課税となります。

★研究会会員特典「Web無料クーポン」の対象セミナーです。

クーポンをご利用の方は、研究会会員サイトからお申込みください。

※ 研究会会員サイトはこちらから → <https://login.member.zeiken.co.jp/login>

申
込
先

株式会社 税務研究会 北海道支局

弊社ホームページからもお申し込みいただけます！

FAX 011-222-2735

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>



セミナー申込書「税理士事務所に知って欲しい

一般社団法人・財団法人の運営と税務

受講料 _____ 名分 _____ 円 【12月6日(金)】 122089

お客様コード					← 購読誌送付袋に記載されている番号の「上8桁」をご記入ください。		2019年	月	日
所在地	〒 _____								
フリガナ			TEL						
事務所名 会社名			FAX						
部課役職名			部課役職名						
フリガナ	税理士支部・登録番号		フリガナ	税理士支部・登録番号					
氏名			氏名						
e-mail			e-mail						

※ 受講票はご記入いただいたメールアドレスへお送り致しますので、メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください。

支払い方法
(お選びください)

銀行振込(手数料はお客様負担)

郵便振替

※会場でのお支払いはご遠慮ください。

個人情報の取扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供に使用させていただくほか、当社がおすすめするサービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細は、web (<https://www.zeiken.co.jp/privacy/>) でご確認ください。